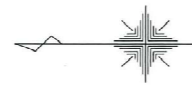


土地の所在 高松市御蔵町字下所918-1, 918-2, 919-1, 919-2の一部
920-7, 920-12, 920-13, 921-16の一部, 921-17の一部
921-18の一部, 922-13の一部及び地先水路

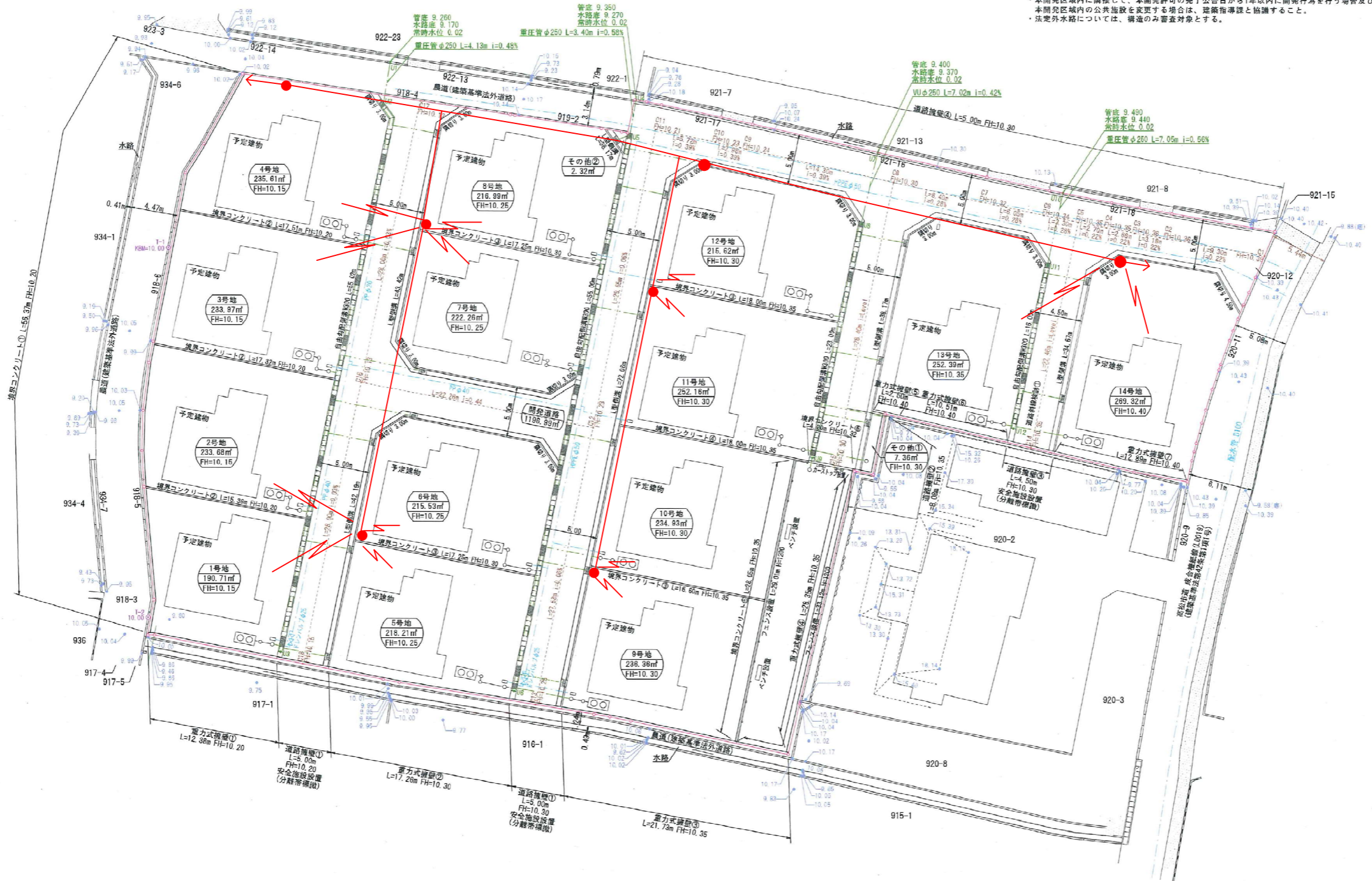
土地利用計画図

最終電柱位置図 R6.9



| 凡例 | |
|----|---------------------------|
| | 開発区域 |
| | 排水管 |
| | 最終枘 φ350 (取付管 VUφ150) |
| | 折戻枘 (取付管 VUφ150) (1.0%以上) |
| | 給水管 |
| | 量水器 (給水管φ20PP) |
| | 仕切弁 |
| | ドレンパンプ (φ25) |
| | 開発道路中心線 |

- 開発道路内で土盛り60cm以下の箇所は管保護を行う。
- 開発区域の対象は最終枘から一次放流先までとする。
- 管内排水管の勾配は原則1%以上とする。
- 雨水枘は泥溜を15cm以上確保すること。
- 宅内排水管の土盛りは20cm以上確保すること。
- 管が交差する場合、クリアランスを最低10cmは確保する。
- 衝突枘のグレーチングの耐荷重は、6m未満道路でT-14とする。
- 汚水については合併浄化槽にて処理する。
- 最終枘(φ350)については、深さ 900mmまでとする。
- 浄化槽処理水は宅内最終枘を經由して放流する。
- 本管上での取付管間隔は、1.00m以上とする。
- 橋造物がない開発区域は境界橋造物等で明示する。
- 図面の高さの表記は任意高さとし、KBMで標高(T.P.表示)換算している。
- 開発道路内に電柱を設置しない。
- 本開発区域内に隣接して、本開発許可の完了日から1年以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
- 法定外水路については、橋造のみ審査対象とする。



| | |
|--------------|------------------------------------|
| 開発許可 年月日 | 令和 年 月 日 |
| 第 号 | 申請者 株式会社ロータリーハウス 代表取締役 増元 竜彦 |
| 作成者 住所・氏名 | 高松市川島本町式八八番地 土地家屋調査士 横井 智 |

縮尺 1/400